

# 農地の活用

株式会社後藤不動産にご相談ください

農地についてこのような、お悩みございませんか？



住宅・駐車場にしたい

農地を売却したい

資材置場にしたい

太陽光パネルを設置したい

農地転用許可、農振除外等の申請が必要です。

- ・農地転用・農地（畑、田）を農地以外（宅地、雑種地）等のものにする為に必要な手続き。
- ・農振除外・農用地区域内の農地（青地の農地）を農用地区域より除外する手続き。

※伊勢崎市の場合、毎年4月・10月のみの受付となります。

農地転用の許可を取得する為には、様々な法令上の制限があり、細心の注意を要します。後藤不動産では行政書士が在籍し、各種申請をまとめてのご対応が可能です。



## 後藤不動産

お問合せ 0270-27-5651

株式会社 後藤不動産 〒379-2203群馬県伊勢崎市曲沢町676-12  
MAIL:info@five-ten.co.jp ・ HP : <https://five-ten.co.jp/>  
宅地建物取引業許可 群馬県知事（1）第7724号

